

## 淀川環境委員会 規約

### (名称)

第1条 この委員会は、淀川環境委員会（以下「委員会」という）と称する。

### (目的)

第2条 委員会は、淀川河川事務所が管理する直轄管理区間における「河川環境」（水質、景観、生態系等）の整備と保全に対して、望ましい河川環境を創造するため、必要な指導・助言を行うことを目的とする。

### (組織)

第3条 委員会は、学識経験者及び各分野の有識者等により構成する。

2. 委員会は、委員の承認により委員以外の者（以下「準会員」という）に参加を求めることができる。
3. 委員会には、必要に応じ部会を置くことができる。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とするが再任を妨げない。

2. 委任は原則満75歳までとする。

### (役員)

第5条 委員会は、会長1名を置く。

2. 会長は、委員の互選により定める。

### (会長)

第6条 会長は、委員会を代表し会務を統括する。

2. 会長に事故ある時は、会長の指名する委員がその職務を代行する。

### (委員会)

第7条 委員会の重要な事項の決定を行うため、委員会を開催する。

2. 委員会は、必要に応じて会長が招集する。
3. 委員会の議長は、会長がこれに当たる。
4. 委員会は、必要に応じて準会員を含めた拡大委員会を招集することができる。
5. 委員会は、過半数以上の委員出席をもって成立する。

### (部会)

第8条 部会の設置が必要な場合は、その都度委員会で定める。

### (事務局)

第9条 委員会の事務局を淀川河川事務所河川環境課に置く。

### (その他)

第10条 この規定に定めるものの他委員会に関し必要な事項は、その都度委員会で定める。

### (付則)

1. 本規約は平成9年8月21日より施行する。
2. 本規約は平成15年6月5日より適用する。
3. 本規約は平成19年1月19日より適用する。
4. 本規約は平成22年7月7日より適用する。
5. 本規約は平成30年5月2日より適用する。